

令和 7・8 年度 御前崎市入札参加資格審査申請書提出要項

御前崎市が執行する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品販売等・役務提供の入札に参加するためには、定められた期間内に必要な申請書類を提出して審査を受け、入札参加者名簿に登録されていることが必要です。

1 受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで（必着）

2 提出方法及び提出部数

(1) 提出方法 電子申請、郵送又は持参（平日 9:00～12:00, 13:00～16:30）

・電子申請は物品・役務の提供のみ申請が可能です。

・原則電子申請又は郵送による申請とします。

ただし、市内事業者に限り持参による申請も可とします。

(2) 提出部数 1 部

申請書類はダブルクリップ止め（**ファイル・ホッチキス止め等は不要**）

3 提出先（問い合わせ先共通）

電子申請（物品販売・役務提供等のみ申請可能）の場合

市ホームページから申請サイトにより申請

郵送及び持参の場合

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地 （市役所本庁舎 2 階）

御前崎市役所 総務部 財政課 契約係

電話番号:0537-85-1112 FAX:0537-85-1137

4 入札参加者の資格要件

共通事項	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。 (2) 市税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (3) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 役員等が暴力団員等であると認められる者。 イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。 ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は
------	---

	関与していると認められる者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
建設工事	(1) 経営事項審査を受けていること。 (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に事業所単位で加入している（適用除外は除く）こと。
物品販売等 ・役務提供	(1) 営業年数が2年以上であり12か月分の決算が確定していること。

5 有効期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日

6 提出書類等

- ・建設工事・・・別添 チェックリスト【建設工事】 のとおり
- ・測量・建設コンサルタント等・・・別添 チェックリスト【測量・建設コンサルタント業務】 のとおり
- ・物品販売等・役務提供・・・別添 チェックリスト【物品・役務の提供】 のとおり

7 地域区分 市内企業又は事業者

- ・市内本店・・・御前崎市内に本社を有する者
- ・市内支店等・・・御前崎市内に委任先の営業所等を有する者

市外企業又は事業者

- ・県内事業者・・・静岡県内に本社又は委任先の営業所等を有する者
- ・県外事業者・・・静岡県外に本社又は委任先の営業所等を有する者

8 その他注意事項

- ※ 御前崎市発注以外に御前崎市立総合病院、御前崎市消防署、御前崎市牧之原市学校組合立御前崎中学校及び東遠広域施設組合が執行する入札に参加を希望される場合においても御前崎市の登録が必要です。
- ※ 提出書類に不備の無い状態で期限までに受付が完了したものが有効となります。電子申請の場合で不備があった場合は、システムの都合上、一度ご提出いただいたデータを修正することができませんので、再度申請いただくか、郵送により不備の対応をお願いします。郵送の場合は十分に余裕をもって申請をするようにお願いします。
- ※ 受付期間に有効に受付がされなかった申請書類等については返却いたしません。なお、原則、機密文書として溶解した上で廃棄処分いたしますのでご承知おきください。
- ※ 郵送による申請で、受付されたか確認されたい場合は、返信用はがき（切手あり）等を同封し、郵送してください。申請書類の受付後、2～3日以内に返送させていただきます。返信用はがきを同封したにも関わらず、上記の日程を待っても、返送がない場合には、上記「3 提出先」の財政課契約係までお問合せ下さい。